

障害者相談支援事業委託費の消費税を非課税にすることを求める意見書

障害者相談支援事業を市町村から委託された障害者施設などが、市町村や税務署の誤認により、消費税の滞納があったとして追徴課税されかねない問題が起こり、全国で混乱が生じています。

障害者が一般的な生活や障害の悩みを相談できる障害者相談支援事業は、障害者総合支援法第77条にもとづき、全市町村に義務付けられ、2006年度から始まりました。

市町村が市役所等の窓口で相談していれば、このような問題は発生しませんでした。本事業の多くは社会福祉法人など民間に業務委託しており、その委託料が非課税の社会福祉事業の対象外の事業となります。

中日新聞が調べたところ、中部6県の全114市のうち半数超の63市が委託料の消費税を誤って非課税として契約していることが判明しました（2023年7月2日付）。

本事業は障害者やその家族に寄り添い様々な福祉サービス等への橋渡しとなる事業で、社会福祉サービスとしてなくてはならない事業であります。事業継続のための経営上の視点からも障害者相談支援事業は、社会福祉事業として非課税の対象とすべきです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和6年3月27日

撰 津 市 議 会